

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧(二件)
○建築士免許の取消し
- 一 (農村振興課)
一 (林業振興課)
二 (建築宅地課)

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
○公聴会の開催
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)
- 一 (食産業振興課)
一 (都市計画課)
二 (契約課)
二 (警察本部会計課)

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催
- 一六 (教育庁総務課)

選挙管理委員会

- 政治団体の届出
○政治団体の届出事項の異動届
○政治団体の解散届
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正
- 一六
一六
一七
一七
一八

正 誤

- 宮城県公報第三〇二号(令和四年五月十日付け)中
- 一八

告 示

ページ

○宮城県告示第七百三十二号

県営西矢本地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

三 縦覧期間

令和四年十月二十四日から令和四年十一月二十二日まで

○宮城県告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を變更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区 の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

令和四年十月二十四日から令和四年十一月二十二日まで

○宮城県告示第七百三十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 免許取消年月日 | 氏 名 | 一級建築士、二級建築士の別 | 登録番号 | 免許取消しの理由 |
|-----------|-------|---------------|-------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 金井 清司 | 二級建築士 | 第三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大学 徳治 | 二級建築士 | 第七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 青野 正夫 | 二級建築士 | 第十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小畑 萬 | 二級建築士 | 第二十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 実 | 二級建築士 | 第二十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 山岸 藤七 | 二級建築士 | 第三十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山田 盈常 | 二級建築士 | 第六十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 木皿 金吉 | 二級建築士 | 第六十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 玉造 長石 | 二級建築士 | 第七十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 衛門 福治 | 二級建築士 | 第八十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 針生 伴治 | 二級建築士 | 第八十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 櫻井 文七 | 二級建築士 | 第九十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 三五 | 二級建築士 | 第九十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 秀松 | 二級建築士 | 第九十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小幡 眞一 | 二級建築士 | 第一百十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 清治 | 二級建築士 | 第一百二十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 岩井 謙次 | 二級建築士 | 第一百二十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 門馬 繁一 | 二級建築士 | 第一百二十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 吉野 孫八 | 二級建築士 | 第一百六十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 吉田 庄藏 | 二級建築士 | 第一百六十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大友 新一 | 二級建築士 | 第一百六十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石田 文策 | 二級建築士 | 第一百七十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遠藤 福治 | 二級建築士 | 第一百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小原 衛 | 二級建築士 | 第一百八十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 甚治 | 二級建築士 | 第一百八十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|---------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 茂木 福治 | 二級建築士 | 第三百三十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 加藤 養治 | 二級建築士 | 第三百三十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 日野 幸平 | 二級建築士 | 第三百三十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 智 | 二級建築士 | 第三百十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅野 正治 | 二級建築士 | 第三百十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小野寺 助 | 二級建築士 | 第三百十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 敏雄 | 二級建築士 | 第三百八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 信 | 二級建築士 | 第二百九十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 中野 盛 | 二級建築士 | 第二百九十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 八木 由尾 | 二級建築士 | 第二百九十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 虎七 | 二級建築士 | 第二百八十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 伊勢 謹三 | 二級建築士 | 第二百七十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 田中 寿右 | 二級建築士 | 第二百四十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 井上 重次 | 二級建築士 | 第二百四十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 旭 治郎 | 二級建築士 | 第二百三十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 豊八 | 二級建築士 | 第二百三十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 片平 義雄 | 二級建築士 | 第二百二十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 島貫 勇彌 | 二級建築士 | 第二百二十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石田 伽 | 二級建築士 | 第二百十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小野寺 貞雄 | 二級建築士 | 第九十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 岩谷 勝 | 二級建築士 | 第五百二十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 金山 勇一 | 二級建築士 | 第五百十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 柴田 春吉 | 二級建築士 | 第五百十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 弥助 | 二級建築士 | 第四百九十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 新一 | 二級建築士 | 第四百七十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大友 金次 | 二級建築士 | 第四百六十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 吉田 斉一 | 二級建築士 | 第四百五十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 富夫 | 二級建築士 | 第四百四十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千田 正夫 | 二級建築士 | 第四百三十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菊地 菊松 | 二級建築士 | 第四百十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 安倍 剛毅 | 二級建築士 | 第四百九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山本 清 | 二級建築士 | 第四百四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小山 勝雄 | 二級建築士 | 第三百八十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 沼田 久之 | 二級建築士 | 第三百七十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遊佐 良雄 | 二級建築士 | 第三百六十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 平間 利助 | 二級建築士 | 第三百六十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大友 春治 | 二級建築士 | 第三百五十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 加藤 重治 | 二級建築士 | 第三百四十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 隆 | 二級建築士 | 第三百四十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|---------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 芳賀 邦夫 | 二級建築士 | 第六百四十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 白幡 武勝 | 二級建築士 | 第六百四十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 富規 | 二級建築士 | 第六百四十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 盛雄 | 二級建築士 | 第六百三十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山岸 富雄 | 二級建築士 | 第六百十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 中畑 政次 | 二級建築士 | 第六百十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山形 満 | 二級建築士 | 第六百七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 竹田 市郎 | 二級建築士 | 第五百九十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 荒 兵八 | 二級建築士 | 第五百八十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 富太 | 二級建築士 | 第五百七十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 伊藤 七藏 | 二級建築士 | 第五百七十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 東海林 彦 | 二級建築士 | 第五百六十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 平山 作次 | 二級建築士 | 第五百六十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 定雄 | 二級建築士 | 第五百五十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 留藏 | 二級建築士 | 第五百五十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 一佐々木 利 | 二級建築士 | 第五百四十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 長治 | 二級建築士 | 第五百三十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小室 初郎 | 二級建築士 | 第五百三十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三浦 猛 | 二級建築士 | 第五百三十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 及川 勝治 | 二級建築士 | 第五百二十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 亀田 亀治 | 二級建築士 | 第八百八十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高田 林雄 | 二級建築士 | 第八百七十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 杉山 栄太 | 二級建築士 | 第八百七十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 林崎 一雄 | 二級建築士 | 第八百七十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 若松 庄三 | 二級建築士 | 第八百七十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 針生 勇 | 二級建築士 | 第八百五十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 今野 武志 | 二級建築士 | 第八百五十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 八卷 精進 | 二級建築士 | 第八百十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 相沢 久治 | 二級建築士 | 第八百十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小池 貞 | 二級建築士 | 第八百八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 宮城 幸吉 | 二級建築士 | 第七百九十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 武雄 | 二級建築士 | 第七百八十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 久男 | 二級建築士 | 第七百七十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村中 幸助 | 二級建築士 | 第七百四十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 徳蔵 | 二級建築士 | 第七百四十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 相原 伊三 | 二級建築士 | 第六百八十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 笹 武雄 | 二級建築士 | 第六百七十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 末治 | 二級建築士 | 第六百五十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 豊治 | 二級建築士 | 第六百五十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 喜東 | 二級建築士 | 第六百四十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 中山 忠作 | 二級建築士 | 第九百九十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 勇 | 二級建築士 | 第九百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 修 | 二級建築士 | 第九百八十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 善吉 | 二級建築士 | 第九百七十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 助治 | 二級建築士 | 第九百六十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 高 | 二級建築士 | 第九百五十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 惣吉 | 二級建築士 | 第九百五十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅原 卯三 | 二級建築士 | 第九百四十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小川 常夫 | 二級建築士 | 第九百四十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大竹 祐吉 | 二級建築士 | 第九百九十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 平野 豊 | 二級建築士 | 第九百九十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 半沢 力 | 二級建築士 | 第九百六十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 柴田 慶吉 | 二級建築士 | 第九百六十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 奥山 長吉 | 二級建築士 | 第九百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 常雄 | 二級建築士 | 第九百十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 斉藤 武二 | 二級建築士 | 第九百十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 斉藤 松雄 | 二級建築士 | 第九百十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菊地 玉一 | 二級建築士 | 第九百八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小野寺 春 | 二級建築士 | 第九百六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 熊谷 富雄 | 二級建築士 | 第九百五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 西崎 権三 | 二級建築士 | 第九百五十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山田 穂 | 二級建築士 | 第九百五十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 庄司 重勝 | 二級建築士 | 第九百四十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松岡 実 | 二級建築士 | 第九百四十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大村 傳 | 二級建築士 | 第九百四十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 常藏 | 二級建築士 | 第九百三十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遠藤 與太 | 二級建築士 | 第九百三十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 甚七 | 二級建築士 | 第九百二十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松下 東 | 二級建築士 | 第九百七十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐竹 国男 | 二級建築士 | 第九百六十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 峰谷 三千 | 二級建築士 | 第九百三十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 近雄 | 二級建築士 | 第九百二十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅野 増三 | 二級建築士 | 第九百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小島 正一 | 二級建築士 | 第九百九十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 日野 治助 | 二級建築士 | 第九百七十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅田 村吉 | 二級建築士 | 第九百七十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 斉藤 要吉 | 二級建築士 | 第九百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 勇 | 二級建築士 | 第九百三十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小川 又治 | 二級建築士 | 第九百二十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 富雄 | 二級建築士 | 第九百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|---------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 及川 富治 | 二級建築士 | 第七百七十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎小沢 小太 | 二級建築士 | 第七百七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 喜一 | 二級建築士 | 第六百八十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三浦 廣子 | 二級建築士 | 第六百三十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菊地 辰吉 | 二級建築士 | 第六百三十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 進渡辺 越之 | 二級建築士 | 第六百二十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松木 誠 | 二級建築士 | 第五百九十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 金野 長治 | 二級建築士 | 第五百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 熊耳 爲男 | 二級建築士 | 第五百八十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 雄安海 三樹 | 二級建築士 | 第五百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡邊 五郎 | 二級建築士 | 第四百九十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 政次 | 二級建築士 | 第四百六十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 之上野 千代 | 二級建築士 | 第四百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 江刺 幸吉 | 二級建築士 | 第四百十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 孝一 | 二級建築士 | 第三百八十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 中里 三男 | 二級建築士 | 第三百七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 斉藤 三男 | 二級建築士 | 第三百七十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 常雄 | 二級建築士 | 第三百七十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎渡部 長三 | 二級建築士 | 第三百六十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 秋山 芳己 | 二級建築士 | 第三百六十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|---------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 大石 孝次 | 二級建築士 | 第二千二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 只野 政治 | 二級建築士 | 第二千号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 柴崎 清七 | 二級建築士 | 第九百九十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 楠 三代治 | 二級建築士 | 第九百九十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎奥山 久四 | 二級建築士 | 第九百九十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎畑口 五三 | 二級建築士 | 第九百八十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高沢 平藏 | 二級建築士 | 第九百八十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 川名 廣次 | 二級建築士 | 第九百八十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 太田 久雄 | 二級建築士 | 第九百七十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎大里 善四 | 二級建築士 | 第九百七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 金作 | 二級建築士 | 第九百六十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石垣 正次 | 二級建築士 | 第八百六十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 関 久治 | 二級建築士 | 第八百四十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 四平 | 二級建築士 | 第八百四十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三浦 貞雄 | 二級建築士 | 第八百二十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 横江 盛 | 二級建築士 | 第八百十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎木村 新三 | 二級建築士 | 第七百九十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松 太利 | 二級建築士 | 第七百七十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 庄司 正 | 二級建築士 | 第七百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎鈴木 惣治 | 二級建築士 | 第七百十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 阿部 武志 | 二級建築士 | 第二千七十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三原 剛雄 | 二級建築士 | 第二千七十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小野 五郎 | 二級建築士 | 第二千七十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松野 純一 | 二級建築士 | 第二千六十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 森田 盛一 | 二級建築士 | 第二千六十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 和田 安吉 | 二級建築士 | 第二千六十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 伊藤 民治 | 二級建築士 | 第二千五十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅原 熊雄 | 二級建築士 | 第二千五十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 儀三 | 二級建築士 | 第二千四十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 横田 安雄 | 二級建築士 | 第二千四十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小松 菊治 | 二級建築士 | 第二千三十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 嶺岸 亀 | 二級建築士 | 第二千三十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遠藤 庄吉 | 二級建築士 | 第二千三十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高野 惣三 | 二級建築士 | 第二千三十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 堅田 栄吉 | 二級建築士 | 第二千三十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 坂田 重藏 | 二級建築士 | 第二千二十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石原 五郎 | 二級建築士 | 第二千二十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 目黒 猛 | 二級建築士 | 第二千二十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 只野 好雄 | 二級建築士 | 第二千十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 齋藤 豊吉 | 二級建築士 | 第二千五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 千葉 養造 | 二級建築士 | 第二千四百四十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 甚治 | 二級建築士 | 第二千四百四十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松崎 正雄 | 二級建築士 | 第二千四百四十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 本野 文平 | 二級建築士 | 第二千四百三十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小倉 丈士 | 二級建築士 | 第二千四百三十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 飯野 新吉 | 二級建築士 | 第二千四百三十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大久保 純 | 二級建築士 | 第二千四百二十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐賀 定雄 | 二級建築士 | 第二千四百十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 熊谷 庄治 | 二級建築士 | 第二千四百十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 民雄 | 二級建築士 | 第二千四百十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 貢 | 二級建築士 | 第二千四百十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小川 昌 | 二級建築士 | 第二千四百九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石川 清之助 | 二級建築士 | 第二千四百六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小野寺 清松 | 二級建築士 | 第二千九十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 勇 | 二級建築士 | 第二千九十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大谷 定七 | 二級建築士 | 第二千八十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 星 智孝 | 二級建築士 | 第二千八十六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 齋藤 狭志 | 二級建築士 | 第二千八十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 浅野 冬吉 | 二級建築士 | 第二千八十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 猪股 寅喜 | 二級建築士 | 第二千七十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 村上 松治 | 二級建築士 | 第二千二百九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 新作 | 二級建築士 | 第二千二百七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 初美 | 二級建築士 | 第二千二百三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大宮 健治 | 二級建築士 | 第二千二百一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 助坂上 幸之 | 二級建築士 | 第二千二百九十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山内 正 | 二級建築士 | 第二千二百九十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 進伊藤 幸之 | 二級建築士 | 第二千二百九十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 齋藤 重男 | 二級建築士 | 第二千二百九十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 庄子 勘作 | 二級建築士 | 第二千二百九十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 福田 一郎 | 二級建築士 | 第二千二百九十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 白鳥 繁男 | 二級建築士 | 第二千二百八十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 政治 | 二級建築士 | 第二千二百八十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 沼沢 実 | 二級建築士 | 第二千二百八十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 助阿部 留之 | 二級建築士 | 第二千二百七十九号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 助熊谷 義之 | 二級建築士 | 第二千二百七十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 今藤 晋平 | 二級建築士 | 第二千二百七十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅原 多吉 | 二級建築士 | 第二千二百六十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 水沢 房夫 | 二級建築士 | 第二千二百六十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 日野 國男 | 二級建築士 | 第二千二百六十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高山 庄吉 | 二級建築士 | 第二千二百五十号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|--------------------------|
| 令和四年十月十三日 | 高橋 傳蔵 | 二級建築士 | 第二千三百六号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 橋浦 金作 | 二級建築士 | 第二千三百四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 丸子 傳吉 | 二級建築士 | 第二千二百九十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 服部 清 | 二級建築士 | 第二千二百九十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千田 清幸 | 二級建築士 | 第二千二百八十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三塚 文治 | 二級建築士 | 第二千二百七十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 男千葉 千代 | 二級建築士 | 第二千二百七十五号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎熊谷 健治 | 二級建築士 | 第二千二百七十三号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 齋藤 芳雄 | 二級建築士 | 第二千二百七十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 郎佐藤 直太 | 二級建築士 | 第二千二百六十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 正人 | 二級建築士 | 第二千二百五十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 永野 功 | 二級建築士 | 第二千二百五十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山田 欽藏 | 二級建築士 | 第二千二百三十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 藤井 慶助 | 二級建築士 | 第二千二百三十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 笠松 栄七 | 二級建築士 | 第二千二百三十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 衛谷津 林兵 | 二級建築士 | 第二千二百二十八号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 関谷 義武 | 二級建築士 | 第二千二百二十一号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大森 精一 | 二級建築士 | 第二千二百一十七号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松本 盛 | 二級建築士 | 第二千二百一十四号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 一郎 | 二級建築士 | 第二千二百一十二号 | 建築士法第九条第一項 第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 松浦 政三 | 二級建築士 | 第二千四百三十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 友治 | 二級建築士 | 第二千四百三十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 伊藤 徳吾 | 二級建築士 | 第二千四百二十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 島山 昇 | 二級建築士 | 第二千四百二十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 勇之進 | 二級建築士 | 第二千四百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 清一 | 二級建築士 | 第二千四百五十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 今野 喜助 | 二級建築士 | 第二千四百号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 引地 徳太郎 | 二級建築士 | 第二千三百八十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 但木 甫 | 二級建築士 | 第二千三百八十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 太蔵 | 二級建築士 | 第二千三百六十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遠藤 進 | 二級建築士 | 第二千三百五十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 但木 吉藏 | 二級建築士 | 第二千三百五十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 東三 | 二級建築士 | 第二千三百五十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鷲尾 常治 | 二級建築士 | 第二千三百四十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 齋藤 健吾 | 二級建築士 | 第二千三百四十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 越河 次郎 | 二級建築士 | 第二千三百四十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 矢作 兵造 | 二級建築士 | 第二千三百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 松本 由吉 | 二級建築士 | 第二千三百十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 三浦 茂 | 二級建築士 | 第二千三百八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 相沢 健治 | 二級建築士 | 第二千三百七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 沼田 金太郎 | 二級建築士 | 第二千七百四十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 橋本 喜市 | 二級建築士 | 第二千七百一十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 後藤 三男 | 二級建築士 | 第二千六百六十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 稔 | 二級建築士 | 第二千六百六十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 義藏 | 二級建築士 | 第二千六百四十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 菊三 | 二級建築士 | 第二千六百三十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 川村 栄 | 二級建築士 | 第二千六百二十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大里 軍治 | 二級建築士 | 第二千五百九十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菅原 敬五 | 二級建築士 | 第二千五百八十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 源吉 | 二級建築士 | 第二千五百八十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 次郎 | 二級建築士 | 第二千五百五十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 白鳥 静男 | 二級建築士 | 第二千五百四十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 櫻井 勇 | 二級建築士 | 第二千五百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 榮吉 | 二級建築士 | 第二千五百一十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 惣治 | 二級建築士 | 第二千五百零八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 秀次 | 二級建築士 | 第二千五百六十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小松 東橘 | 二級建築士 | 第二千四百七十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小松 幸四郎 | 二級建築士 | 第二千四百七十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小岩 芳治 | 二級建築士 | 第二千四百六十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鹿野 信一 | 二級建築士 | 第二千四百六十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 阿部 梅治 | 二級建築士 | 第二千七百八十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 脇田 喜逸 | 二級建築士 | 第二千七百十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 熊谷 太藏 | 二級建築士 | 第二千七百二十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大野 與八 | 二級建築士 | 第二千七百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 千葉 勲 | 二級建築士 | 第二千七百三十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 文雄 | 二級建築士 | 第二千七百四十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 富久治 | 二級建築士 | 第二千七百五十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 盛 | 二級建築士 | 第二千七百七十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 三雄 | 二級建築士 | 第二千七百九十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石沢 幸治 | 二級建築士 | 第二千八百一十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 森 喜助 | 二級建築士 | 第二千八百三十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 岩崎 重良 | 二級建築士 | 第二千八百六十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 杉山 栄吉 | 二級建築士 | 第二千八百六十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大畑 善太 | 二級建築士 | 第二千八百六十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山家 信平 | 二級建築士 | 第二千八百七十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 正 | 二級建築士 | 第二千八百七十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 隆 | 二級建築士 | 第二千九百八十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 幸吉 | 二級建築士 | 第二千九百三十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 菊地 勝二 | 二級建築士 | 第二千九百四十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 信 | 二級建築士 | 第二千九百四十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|--------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 菅野 一郎 | 二級建築士 | 第二千九百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 武田 眞 | 二級建築士 | 第二千九百九十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 小酒井 敏之 | 二級建築士 | 第三千号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 早坂 梅吉 | 二級建築士 | 第三千七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 川井 安四郎 | 二級建築士 | 第三千一百七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 虎之助 | 二級建築士 | 第三千三百一十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐々木 尚 | 二級建築士 | 第三千三百三十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 早坂 徹郎 | 二級建築士 | 第三千五百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 照井 喜八 | 二級建築士 | 第三千五百三十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 加藤 亀太郎 | 二級建築士 | 第三千五百五十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 武田 正藏 | 二級建築士 | 第三千八百八十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 源七 | 二級建築士 | 第三千九百九十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 伊藤 金治 | 二級建築士 | 第三千九百九十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 橋本 重雄 | 二級建築士 | 第三千二百七十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 最上 庄助 | 二級建築士 | 第三千二百九十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 巖夫 | 二級建築士 | 第三千二百三十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 遠藤 定志 | 二級建築士 | 第三千二百三十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐藤 純造 | 二級建築士 | 第三千二百三十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 佐畑 俊雄 | 二級建築士 | 第三千二百四十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 岸 養三郎 | 二級建築士 | 第三千二百四十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

| | | | | |
|-----------|---------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 菊地 清 | 二級建築士 | 第九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 野口 養吉 | 二級建築士 | 第四千六百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 針生 律亀 | 二級建築士 | 第四千四百四十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 丹野 久之丞 | 二級建築士 | 第四千四百二十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 高橋 清春 | 二級建築士 | 第四千三百四十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石井 種治 | 二級建築士 | 第四千三百九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 酒井 萬次郎 | 二級建築士 | 第四千三百三十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 木村 留之助 | 二級建築士 | 第四千二百二十五号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山田 得郎 | 二級建築士 | 第三千九百五十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 広吉 | 二級建築士 | 第三千九百二十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 山田 虎男 | 二級建築士 | 第三千七百八十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 木村 匡 | 二級建築士 | 第三千六百三十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 村上 隆夫 | 二級建築士 | 第三千六百二十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 進 土井 富之 | 二級建築士 | 第三千六百十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鹿井 忠三 | 二級建築士 | 第三千三百五十九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 鈴木 岩雄 | 二級建築士 | 第三千三百五十八号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 亀井 芳治 | 二級建築士 | 第三千三百九号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 阿部 三郎 | 二級建築士 | 第三千二百九十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 浅野 菊治 | 二級建築士 | 第三千二百九十号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 渡辺 尹志 | 二級建築士 | 第三千二百五十三号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
 令和四年十月二十一日

| | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------|----------------------|
| 令和四年十月十三日 | 菅原 榮吉 | 二級建築士 | 第五千三十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 岩田 正平 | 二級建築士 | 第五千三百五十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石井 登 | 二級建築士 | 第五千六百九十二号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 志満 馨 | 二級建築士 | 第五千七百一十一号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 大内 久 | 二級建築士 | 第五千七百二十六号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石山 俊亮 | 二級建築士 | 第六千六百三十四号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |
| 令和四年十月十三日 | 石川 直亮 | 二級建築士 | 第七千六百四十七号 | 建築士法第九条第一項第三号に該当するため |

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 県産品インターネット販売送料支援業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 契約の相手方を決定した日 令和四年八月二十六日
 - 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ジェイアール東日本企画仙台支社 仙台市青葉区一番町二丁目二番一三号 仙建ビル七階
 - 五 契約金額 八千四百七十二万千七百七十五円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第二号該当
- 都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和四年十月二十一日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 日 時 | 場 所 |
| 令和四年十一月八日(火) 午後七時から | 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 |

二 件名

仙塩広域都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、岩沼市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和四年十一月一日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域について、次の地区を市街化区域に編入する。

| | | |
|-------|-------|----------|
| 市 町 名 | 地 区 名 | 面 積 (ha) |
| 岩沼市 | 内田 | 五・五 |

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三三・三三三四)に行うこと。

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 液体クロマトグラフシステム四重極型質量分析計一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年九月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目十一番五号

五 落札金額 四千二百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年八月十九日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許用事務処理端末等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和四年十月二十七日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七二、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十一月八日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年十一月十八日（金）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十一月二十一日（月）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

五 その他
二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 18, 2022, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of a processing device for driver's license - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 21, 2022, 9 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi

Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 申請自動受付装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一一三三三五)へ令和四年十月二十七日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 担当課
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二二一七二一、内線二二三三)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十一月八日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年十一月十八日(金)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年十一月二十一日(月) 午前十時
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下二階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 18, 2022, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of an automatic acceptance device for application - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters November 21, 2022, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年十月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日時 令和四年十月二十五日 午後一時三十分

二場所 第二会議室

三事件

第一号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第二号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

参政党宮城北支部 ローレンス 斎藤 和子 塩竈市白菊町二一三四 〇 令和四年九月二十九日

参政党宮城南支部 伊東 義晃 田口 道夫 仙台市若林区清水小路五一六 〇 令和四年九月二十九日

自由民主党宮城県タクシー支部 高澤 雅哉 千葉 美記 仙台市若林区卸町東三一 〇 令和四年九月二十九日

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党泉区支部 橋本 啓一 会計責任者 目黒 剛 門傳ひとみ 令和四年九月一日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

参政党宮城支部 ローレンス 綾子 代表者の氏名 ローレンス 綾子 庄子 勝弘 令和四年八月十九日

宮城県農協政治連盟 佐々木琢磨 代表者の氏名 佐々木琢磨 高橋 正 令和四年八月八日

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

日本維新の会参議院宮城県選挙区第1支部 平井 綾子 令和四年八月三十日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

参政党宮城支部 ローレンス 綾子 令和四年八月十九日

○宮選管告示第百一十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

(政党の支部)

日本維新の会参議院宮城県選挙区第1支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 平井 綾子 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 4. 9. 29 (4. 8. 30解散)

1 収入総額

本年収入額 3,750,000

2 支出総額 3,750,000

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 3,750,000

日本維新の会参議院宮城県選挙区第1支部 750,000

日本維新の会参議院宮城県選挙区第1支部 3,000,000

4 支出の内訳

経常経費 122,383

人件費 19,550

備品・消耗品費 47,283

事務所費 55,550

政治活動費 3,627,617

組織活動費 18,817

選挙関係費 3,270,000

機関紙誌の発行その他の事業費 338,800

宣伝事業費 338,800

(その他の政治団体)

参政党宮城支部 報告年月日 4. 9. 29 (4. 8. 19解散)

1 収入総額 4,163,313

本年収入額 4,163,313

2 支出総額 3,541,101

3 本年収入の内訳

| | |
|-----------------------|-----------|
| 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 163,313 |
| 発足会時寄付 | 5,000 |
| 準備会残金 | 2,331 |
| 懇親会残金寄付 | 62,982 |
| Tシャツ売上げ | 15,000 |
| 立合演説会入場料 | 78,000 |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 4,000,000 |
| 参政党 本部 | 1,000,000 |
| 参政党 本部 | 2,000,000 |
| 参政党 本部 | 1,000,000 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 3,541,101 |
| 組織活動費 | 344,747 |
| 選挙関係費 | 3,187,609 |
| その他の経費 | 8,745 |

○宮選管告示第百一十二号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和四年十月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

栗原市若柳磯老人憩いの家の項を削る。

正 誤

○宮城県公報第三〇二号（令和四年五月十日付け）中

| | | | |
|-----|-----|----------|--------------------------|
| ページ | 段 行 | 正 | 誤 |
| 七 | 下 七 | 自転車運転者 | 自転車の運転による交通の危険を防止するための |
| 七 | 下 九 | 自転車運転者講習 | 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習 |